

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進

(印影印刷)

令和元(2019)年度科学研究費助成事業（補助金分・一部基金分）の繰越しについて

科学研究費補助金が交付されている研究課題（補助事業）のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった研究課題（補助事業）については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、使用することができます。

今年度の繰越し申請手続については、別紙「繰越し申請に当たっての留意事項」のとおりとしますので、研究者が積極的に繰越し制度を活用できるよう、別添1「繰越し制度の概要（研究者用）」及び別添2「繰越し申請書作成に当たっての参考資料集」も活用の上、関係者への十分な周知をお願いいたします。

なお、繰越し事由が早期に発生しているものについても配慮するため、以下のとおり2回に分けて受け付けます。既に繰越し事由が生じている場合、可能な限り第1回目に申請してください。

第1回：送信期限：令和2(2020)年1月17日（金）

第2回：送信期限：令和2(2020)年2月14日（金）

※基金種目は本制度の対象外です。（一部基金種目のうち科学研究費補助金部分は対象となります。）

【本件問い合わせ先】

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究助成第一課研究助成第二係

TEL：03-3263-2148, 1870, 0164, 2146

E-mail：kurikoshi1@jsps.go.jp（第1回申請用）

kurikoshi2@jsps.go.jp（第2回申請用）